

令和5年5月16日

学生 各位

学務部学生支援課

課外活動の制限解除について（通知）

令和5年5月8日をもって新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが季節性インフルエンザと同等の「5類」に変更されたこと、また本学の行動指針を撤廃したことを踏まえ、強化していた学生の課外活動に係る制限を解除します。

また、伊都地区課外活動施設の一般開放については、利用制限を撤廃します。授業及び公認学生団体の活動が行なわれない時間帯に一般学生は利用できますが、詳細は総合体育館及び課外活動施設Ⅱの掲示を確認してください。伊都地区以外の課外活動施設は、各地区の指示に従ってください。

なお、関係団体・連盟等の感染対策ガイドラインがある場合は、ガイドラインを遵守してください。

おって、本通知に伴い、令和4年10月11日付け「当面の課外活動について」の通知は廃止します。

担当：学務部学生支援課課外活動支援係 糸永

TEL：092-802-5967

E-mail:gaggakusei@jimu.kyushu-u.ac.jp